

消食基令和 6 年第 417 号
令和 7 年 1 月 8 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

内閣総理大臣 石破 茂
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

Trichoderma reesei RF6199 株を利用して生産されたペクチナーゼ



Trichoderma reesei RF6199 株を利用して生産されたペクチナーゼ

1. 趣旨

「*Trichoderma reesei* RF6199 株を利用して生産されたペクチナーゼ」については、令和6年12月13日付けで AB Enzymes GmbH から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Trichoderma reesei* QM6a 株を宿主とし、*Aspergillus tubingensis* 由来のペクチナーゼの一種であるペクチンリアーゼ遺伝子の導入等を行った *Trichoderma reesei* RF6199 株を利用して生産されたペクチナーゼである。

3. 酵素の機能

本品目は、ペクチンの主鎖を構成するメチルエステル化したポリガラクトuron酸の α 1,4 結合を加水分解する酵素である。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、果物や野菜を原料としたジュースの製造において、多糖類を分解することで清澄化や栄養素の抽出率の向上することなどを目的として利用される。用途及び使用形態は従来のペクチナーゼと相違はない。

5. 海外の状況

本品目は、デンマーク、フランス及びドイツにおいて承認されている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める。